事 務 連 絡 平成17年3月30日

都道府県介護保険主管部(局) 介護保険主管課(部) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護報酬に係るQ&Aについて」の変更について

介護報酬に係るQ&Aについては、平成15年5月30日の事務連絡でお示ししてるところですが、夜間ケア加算の経過措置の延長等に伴い、別紙のとおりQ&Aの内容を変更しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、市町村、事業者等への周知等を お願いいたします。

(傍線部分は改正部分)

改正案

- 10 痴呆対応型共同生活介護費
- Q4 「外部評価は、各都道府県における外部評価の実施体制の 状況に応じて、平成16年9月末までに開設された事業所に あっては、平成17年9月末までの間に1回受ければ足りる ものであり、平成18年9月末までは過去1年以内に受けて いることを要しない。また、平成16年10月1日から平成 17年3月末までの間に開設された事業所にあっては、開設 の日から起算して1年以内に1回受ければ足りるものである 。」とされているが、その具体的内容について
- A 4 ① 平成16年9月末までに開設された事業所にあっては、 平成17年9月末までの間に少なくとも1回外部評価を受けて 、 その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定できる。 この場合、夜間ケア加算の算定に係る都道府県知事への届出の 時点において外部評価が完了していない事業所についても、当 該事業所において、平成17年9月末までの間に外部評価が完 了することが確実に見込まれると都道府県知事が認めた場合に は、夜間ケア加算を算定しても差し支えない。

平成17年10月1日から平成18年9月末までの間は、同期間中に少なくとも1回外部評価を受けて、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定できる。

平成18年10月1日以降については、過去1年以内(平成 17年10月1日から平成18年9月末までの間に受けた日が 属する月から起算して1年以内)に外部評価を受けて、その結 果を公開している場合に限り、夜間ケア加算を算定できる。

②平成16年10月1日から平成17年3月末までの間に開設された事業所にあっては、開設の日から1年以内に少なくとも1回外部評価を受けて、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定できる。この場合、夜間ケア加算の算定に係る都道府県知事への届出の時点において外部評価が完了していない事業所についても、当該事業所において、開設の目から1年以内に外部評価が完了することが確実に見込まれると都道府県知事が認めた場合には、夜間ケア加算を算定しても差し支えない。

平成18年度以降については、過去1年以内に外部評価を 受けて、その結果を公開している場合に限り、夜間ケア加算 を算定できる。

現行

- 10 痴呆対応型共同生活介護費
- Q4 「外部評価は、各都道府県における外部評価の実施体制の 状況に応じて、平成16年度までは同年度末までの間に1回受 ければ足りるものであり、平成17年度までは過去1年以内に 受けていることを要しない。」とされているが、その具体的内 容について
- A 4 平成16年度については、同年度末までの間に少なくとも 1回外部評価を受けて、その結果を公開している場合に夜間ケ ア加算を算定できる。この場合、夜間ケア加算の算定に係る都 道府県知事への届出の時点において外部評価が完了していない 事業所についても、当該事業所において、平成16年度末まで の間に外部評価が完了することが確実に見込まれると都道府県 知事が認めた場合には、夜間ケア加算を算定しても差し支えな い。

平成17年度については、同年度末までの間に少なくとも1回外部評価を受けて、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定できる。

平成18年度以降については、過去1年以内(平成17年度 中に受けた日が属する月から起算して1年以内)に外部評価を 受けて、その結果を公開している場合に限り、夜間ケア加算を 算定できる。

夜間ケア加算の算定要件としての外部評価に係る取扱いについて(認知症介護最新情報No.6添付資料改訂版)

〇 痴呆対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準の二及びホのうち、<u>いわゆる外部評価に係る経過措置について</u>は、既に老企第40号通知においてお示ししているところですが、各期間における具体的な取扱いについては下表に示すとおりでありますのでご留意願います。

<u> 平成17年9月末まで</u>	<u> 平成18年9月末まで</u>	平成18年10月以降
○ 平成16年9月末までに指定を受けた事業所の場合 平成17年9月末までは、それまでの間に少なくとも1回外部評価を受け、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定することができるものである。 この場合、夜間ケア加算の算定に係る都道府県知事への届出の時点において外部評価が完了していない事業所であっても、当該事業所において、平成17年9月末までの間に外部評価を完了することが見込まれると都道府県が認めた場合には、夜間ケア加算を算定することとして差し支えない。	平成18年9月末までは、同月末までの間に少なくとも1回外部評価を受け、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定することができるものである。	平成18年10月以降については、過去1年以内に外部評価を受けて、その結果を公開していることが必要となる。

○ 平成16年10月から平成17年3月末までに開設された事業所の場合

指定を受けた日から起算して1年以内に1回外部評価を受け、その結果を公開している場合に夜間ケア加算を算定することができるものである。 この場合、夜間ケア加算の算定に係る都道府県知事への届出の時点において外部評価が完了していない事業所であっても、当該事業所において、指定 を受けた日から起算して1年以内に外部評価を完了することが見込まれると都道府県が認めた場合には、夜間ケア加算を算定することとして差し支えない。

<u>2回目以降の外部評価は、1回目の結果を公開した日から起算して1年以内に外部評価を受けて、その結果を公開していることが必要となる。</u>

※ すなわち、平成14年10月に指定を受けた事業所において、平成15年4月1日から平成18年度以降にわたって夜間ケア加算を継続して算定するためには、平成17年9月末までの間に少なくとも1回、平成18年9月末までの間に少なくとも1回、平成18年9月末までに受けた日から起算して1年以内にそれぞれ外部評価を受けて、その結果を公開することが必要となる。

なお、外部評価は、自己評価が完了している事業所において実施が可能となるものであり、共同生活住居を新設または増設した事業所にあっては、初 回の自己評価は、新設又は増設の時点から概ね6ヶ月以上経過している場合に実施することとしている点に留意すること。





